

各部局別職員定数改定増減表

(単位：人)

部	局	令和5年度	令和6年度 (案)	増減	摘要	
	知事の事務部局	3,407	3,463	56	国スポ・障スポ大会開催準備、子ども施策推進体制の強化等による増員	
	議会の事務部局	28	28	0		
	選挙管理委員会の事務部局	6	6	0		
	監査委員の事務部局	15	15	0		
	教育委員会の事務部局	191	200	9	令和8年度インターハイ開催業務対応、不登校対策支援の強化対応等による増員	
	労働委員会の事務部局	14	14	0		
	収用委員会の事務部局	3	3	0		
	漁業調整委員会の事務部局	2	2	0		
	人事委員会の事務部局	11	11	0		
	地方公営企業の事務部局(企業庁)	74	72	△2	浄水場耐震対策の終了による減員	
	病院事業庁の事務部局	1,202	1,202	0		
教 育 機 関	校長、教員		3,274	3,314	40	
	校長、教員以外の職員		547	544	△3	
	計		3,821	3,858	37	
	ア 高 等 学 校	校長、教員	2,069	2,096	27	
		校長、教員以外の職員	350	346	△4	うち教育職以外の職員 △2
		計	2,419	2,442	23	
	イ 中 学 校	校長、教員	39	39	0	
		校長、教員以外の職員	3	3	0	
		計	42	42	0	
	ウ 特 別 支 援 学 校	校長、教員	1,166	1,179	13	
		校長、教員以外の職員	126	126	0	
		計	1,292	1,305	13	
	エ	学校以外の教育機関	68	69	1	「こどもとしょかん」サポートセンター設置に伴う増員
	合 計		8,774	8,874	100	

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事、教育委員会および地方公営企業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、令和6年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、地方公営企業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

滋賀県職員定数条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,407人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>191人</u></p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 11人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 <u>74人</u></p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 1,202人</p> <p>(10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,274人</u> 校長および教員以外の職員 <u>547人</u> 計 <u>3,821人</u></p> <p>ア 高等学校の職員 { 校長および教員 <u>2,069人</u> 校長および教員以外の職員 <u>350人</u> 計 <u>2,419人</u></p> <p>イ 中学校の職員 { 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 { 校長および教員 <u>1,166人</u> 校長および教員以外の職員 126人 計 <u>1,292人</u></p>	<p>第1条 省略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,463人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>200人</u></p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 11人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 <u>72人</u></p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 1,202人</p> <p>(10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,314人</u> 校長および教員以外の職員 <u>544人</u> 計 <u>3,858人</u></p> <p>ア 高等学校の職員 { 校長および教員 <u>2,096人</u> 校長および教員以外の職員 <u>346人</u> 計 <u>2,442人</u></p> <p>イ 中学校の職員 { 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 { 校長および教員 <u>1,179人</u> 校長および教員以外の職員 126人 計 <u>1,305人</u></p>

エ 学校以外の教育機関の職員 68人
(11) 合計 8,774人
2 省略
第3条 省略
付則 省略

エ 学校以外の教育機関の職員 69人
(11) 合計 8,874人
2 省略
第3条 省略
付則 省略